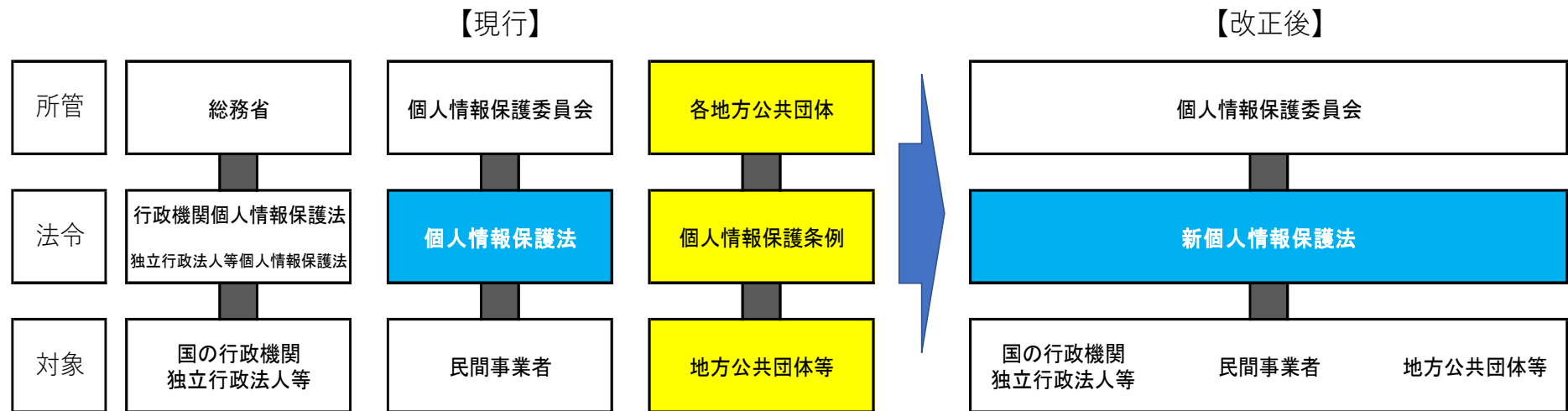


個人情報保護制度の概要について

1. 個人情報保護法の改正及び法施行条例の制定の背景

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データの流通」の両立を図るため、国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等における個人情報の取扱いのルールの一統化を図るため、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）が改正された。
- 本市における個人情報の取扱いは、和泉市個人情報保護条例（平成11年制定）に基づき運用してきたが、令和5年4月から保護法に基づく運用となるため同条例は廃止の方針とする。
- 保護法の規定に基づき、市が独自に定めるべき事項について、新たに「和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定する方針とする。

<体系イメージ>



2. スケジュール

個人情報保護関連例規の整備に向けたスケジュール（案）

	令和4年（2022年）										令和5年（2023年）				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
条例案作成	→										→				
				条例案作成									条例施行		
関係規程等整備	→										→				
個人情報保護 審査会				→											
パブリック コメント					→		パブリックコメント					→			
議会			●	協議会報告						●	条例改正案提出				

3. 今回の改正を受けての市の取り組み方針

社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立を図るという今回の改正の趣旨を鑑み、民と官、官と官の間のルールの一統化を図る必要があることから、国の運用ルールに基づき、原則対応していくものとする。

ただし、法の趣旨を損なうことなく、地域の特性に応じ、特に定める必要のある事項や現行の運用を維持する必要がある事項については、法施行条例において条例事項として定める方針とする。

4. 法施行条例で定めることができる事例等

(1) 条例で定める必要がある事項

- ①開示請求の手数料の金額 <法第 89 条第 2 項>
- ②行政機関等匿名加工情報の手数料の金額 <法第 119 条第 3 項>

(2) 条例で定めることができる事項

- ①「条例要配慮個人情報」を定めること <法第 60 条第 5 項>
- ②個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表について <法第 75 条第 5 項>
- ③情報公開条例と保護法の不開示情報の調整を行うこと <法第 78 条第 2 項>
- ④開示決定の期限に関すること <法第 108 条>
- ⑤地方公共団体の内部管理に関わる規定

(3) 条例で定めることが許容されない事項

- ①個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
- ②要配慮個人情報、条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- ③オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- ④目的外利用・提供を行う場合に審査会等の諮問を要する旨の規定

5. 個人情報保護法と和泉市個人情報保護条例の比較について

項目	個人情報保護法（新法）要旨	和泉市個人情報保護条例（現行）要旨	比較点等
(1)適用対象	<p>第1章 総則</p> <p>第2章 国及び地方公共団体の責務等</p> <p>第3章 個人情報の保護に関する施策等</p> <p>第4章 個人情報取扱事業者等の義務等</p> <p>第5章 行政機関等の義務等</p> <p>第1節 総則</p> <p>第2節 行政機関等における個人情報の取扱い</p> <p>第3節 個人情報ファイル</p> <p>第4節 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等</p> <p>第6節 雑則</p> <p>第6章 個人情報保護委員会</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第8章 罰則</p> <p>附則</p> <p>○行政機関等 行政機関、地方公共団体の機関（議会を除く。）、独立行政法人等、地方独立行政法人</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 実施機関等による個人情報の管理</p> <p>第2節 個人情報の開示等の請求等</p> <p>第3節 審査請求等</p> <p>第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第4章 雑則</p> <p>第5章 罰則</p> <p>附則</p> <p>○実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の管理者の権限を行う市長、消防長並びに議会をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、保護法の行政機関等向けの規定（第5章）が適用される。 ・市立総合医療センターにおける個人情報の取得・利用・提供については、医療・学術分野でのデータの利活用について、民間事業者向けの規定（第4章）が適用される。（開示請求、個人情報保護ファイルについては第5章が適用） ・地方議会は、国会と同様に保護法が適用されない。

項目	個人情報保護法（新法）要旨	和泉市個人情報保護条例（現行）要旨	比較点等
(2) 定義	<p>①個人情報<第2条第1項> <u>生存する個人</u>に関する情報であって、氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの</p> <p>②要配慮個人情報<第2条第3項> 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報</p>	<p>①個人情報<第2条第1号> 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの</p> <p>②要配慮個人情報 ・定義としては規定していない。 ・ただし、センシティブ情報（要注意情報）として原則収集してはならないことを規定（第8条第5項）</p>	<p>保護法では、「生存する個人に関する情報」となり、死者の情報は含まれない。</p> <p>・保護法には、要配慮個人情報の収集制限の規定はなく、個人情報ファイル簿への記載や漏洩等発生時に個人情報保護委員会への報告が規定。 【検討項目1】 ・条例で条例要配慮個人情報を定めることができる。</p>
(3) 個人情報の保有の制限（収集の制限）	<p><法第61条、第62条、64条></p> <p>○法令等の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に保有を限定</p> <p>○利用目的の必要な範囲で保有</p> <p>○本人から書面で個人情報を取得するときは原則として利用目的を明示</p>	<p><第8条第1項、第3項></p> <p>○目的を明確にし、必要な範囲内で収集</p> <p>○本人収集の原則 <例外></p> <p>・本人同意があるとき ・法令、条例に定めがあるとき</p>	<p>保護法では、個人情報の保有は、法令等の定める事務遂行に必要な場合であって目的達成に必要な範囲に限定されており、「本人外収集の制限規</p>

項目	個人情報保護法（新法）要旨	和泉市個人情報保護条例（現行）要旨	比較点等
	○偽りその他不正の手段により取得してはならない。	・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で公益上特に必要な場合 等	定」はない。本人収集の原則は、不正の手段による取得の禁止に含まれる。
(4) 個人情報の利用・提供	<p><法第 69 条></p> <p>○法令に基づく場合を除き、目的外利用や提供してはならない。</p> <p><例外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人同意がある、本人提供するとき ・法令に定める事務に必要な限度で内部利用する場合で「相当の理由があるとき」 ・提供先の国・自治体が利用することに「相当の理由」があるとき ・専ら統計、学術研究の目的で提供するとき、提供が明らかに本人の利益になるとき、提供に「特別の理由があるとき」 	<p><第 9 条第 1 項></p> <p>○事務の目的以外に利用・提供してはならない。</p> <p><例外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人同意がある、本人提供するとき ・法令、条例に定めがあるとき ・出版、報道等により公にされている情報 ・生命、財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき ・内部で利用し、権利利益を不当に侵害するおそれがないとき ・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で公益上特に必要な場合 	全国統一的な個人情報保護制度の構築という法改正の趣旨から、例外規定としての「審査会への諮問」の規定がなくなる。
(5) 管理	<p><法第 66 条、68 条></p> <p>○個人情報の漏洩等の防止のため、安全管理の必要かつ適切な措置を講じる。</p> <p>○一定の漏洩等が発生した場合、個人情報保護委員会へ報告し、原則として本人へ通知</p>	<p><第 11 条></p> <p>○取扱事務の目的達成に必要な範囲で、個人情報を正確、最新の状態に保つ。</p> <p>○個人情報の漏洩等の防止のため、適切な措置を講じる。</p> <p>○保有する必要がない個人情報を確実、速やかに破棄、消去する。</p>	保護法では、漏えい事案が生じた場合は、個人情報保護委員会へ報告を行う。

項目	個人情報保護法（新法）要旨	和泉市個人情報保護条例（現行）要旨	比較点等
(6) 電子計算機の結合の禁止（オンライン結合の禁止）	<p>※オンライン結合に際して審査会へ諮問する規定はない。</p> <p>・オンライン化に特化した特則を設けなく、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を適正に運用することで保護を図る趣旨</p>	<p><第10条></p> <p>○随時、電子計算機によりオンラインで結合することを禁止</p> <p><例外></p> <p>審査会の意見を聴いた上で、公益上必要かつ権利利益の侵害がない場合</p>	<p>条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。</p>
(7) 個人情報ファイル簿	<p><法第60条第2項、第74条、第75条></p> <p>○システムや名簿ごとに「個人情報ファイル簿」（単票）を作成し、公表</p> <p>○システムや名簿の名称、利用目的、記録項目、収集方法、要配慮個人情報の有無、経常的な提供先、などを記載</p> <p>○1000人未満のシステムや名簿、1年以内に消去される情報のみの記録等は対象外</p>	<p><第7条></p> <p>○個人情報を取り扱う事務ごとに「個人情報取扱事務登録簿」を作成（市役所で閲覧）</p> <p>○事務の名称、目的、記録項目、収集先・方法、電算処理の有無などを記載</p>	<p>・法定の個人情報ファイル簿を作成、公表が必要</p> <p>【検討項目2】</p> <p>・個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表を条例で定めることは可能。</p>
(8) 開示・訂正・利用停止請求	<p>○開示請求（第76条）、訂正請求（第90条）、利用停止請求（第98条）ができる。</p> <p>○未成年者・成年被後見人の法定代理人のほか、任意代理人による開示請求等が認められる。</p>	<p>○開示請求（第20条）、訂正請求（第23条）、利用停止請求（第24条）ができる。</p> <p>○未成年者・成年被後見人の法定代理人も請求ができる。</p> <p>○本人死亡の場合は、本人の遺族が請求できる。</p>	<p>【検討項目3】</p> <p>国の解釈・運用では、死者の個人情報の開示請求について、死者情報がその遺族の情報として整理できる場合は対応。</p>
(9) 開示請求に係る不開示情報	<p><法第78条></p> <p>開示請求があったときは、次の情報を除き、開示しなければならない。</p> <p>①請求者の生命、健康、生活又は財産を害す</p>	<p><第21条></p> <p>開示請求に係る個人情報に次は該当するときは、開示しないことができる。</p> <p>①法令等により開示することができない旨</p>	<p>・保護法と市条例で表現は異なるが、大きく運用が異なる文言はないと考えられる。</p>

項目	個人情報保護法（新法）要旨	和泉市個人情報保護条例（現行）要旨	比較点等
	<p>るおそれがある情報</p> <p>②請求者以外の第三者に関する情報。ただし、次の情報を除く。</p> <p>イ 法令又は慣行として知ることができる情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要であるもの</p> <p>ハ 公務員等の職務遂行情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容</p> <p>③法人等に関する情報で、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、開示しないこととされているものその他の当該条件を付すことが、情報の性質や状況等に照らして合理的であるもの</p> <p>④国の安全等に関する情報</p> <p>⑤公共の安全等に関する情報</p> <p>⑥審議検討等に関する情報</p> <p>⑦次の事務事業に関する情報</p> <p>イ 国の安全、他国との信頼関係</p> <p>ロ 犯罪の予防、公共の安全と秩序維持</p> <p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務</p> <p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務</p>	<p>明示されている個人情報</p> <p>②請求者以外の個人に関する情報で、当該個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの</p> <p>③市と国等の機関との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの</p> <p>④市等が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務事業の目的達成又は公正適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>⑤個人の評価、診断、判定、選考等に関する情報で事務の適正執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>⑥個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は公共の安全等の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>⑦法人等に関する情報で、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体、健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産、生活に重大な影響を及ぼす違法・著しい不当な事業活動に関する情報を除く。）</p> <p>⑧その他公正かつ適切な事務事業の執行を</p>	<p>【検討項目4】</p> <p>・情報公開条例の不開示情報と条例で調整することができる。</p>

項目	個人情報保護法（新法）要旨	和泉市個人情報保護条例（現行）要旨	比較点等
	ホ 調査研究に係る事務 ヘ 人事管理に係る事務 ト 地方公営企業等に係る事業で企業経営上の正当な利益を害するもの	妨げるおそれがあるもの	
(10) 開示請求等に対する決定期限	○開示請求、訂正請求、利用停止請求に対する決定は、請求日から <u>30 日以内</u> に決定	○開示請求に対する決定は受理日から起算して開示請求は <u>15 日以内</u> 、訂正請求及び利用停止請求の請求は 30 日以内に決定	【検討項目 5】 開示請求に対する決定期間を条例で定めることができる（法 108 条）
(11) 手数料	<法 89 条第 2 項> ○実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。	<第 32 条> ○開示等に係る手数料は、徴収しない。 ○写しの交付を受ける者は、写しの作成費用を負担しなければならない。	【検討項目 6】 手数料の額は条例で定める。
(12) 行政機関等匿名加工情報	<法第 2 条第 6 項、第 60 条第 3 項、第 111 条> ・行政機関等匿名加工情報とは、個人情報ファイルの個人情報を加工（削除、置き換え）して、個人を識別できなくしたデータ ・新たな産業の創出、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現を図ることを目的に希望する民間事業者へデータを提供する制度が創設 ・手数料は、市と契約を行い、実費を勘案して政令で定める額を標準として定める。	規定なし	【検討項目 7】 ・提案募集は、当分の間、任意で実施（都道府県及び指定都市は対象） ・導入にあたり手数料の額は条例で定める。

項目	個人情報保護法（新法）要旨	和泉市個人情報保護条例（現行）要旨	比較点等
(13) 個人情報保護委員会	<p><法 156 条～159 条、第 166 条></p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会が保護法の解釈権限を持ち、地方公共団体を監督する。 個人情報の取扱いに疑義がある場合は委員会へ助言を求める。 	規定なし	
(14) 個人情報保護審査会	<p><法 105 条、第 129 条></p> <ul style="list-style-type: none"> 開示等決定に対する審査請求について、行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の諮問機関の必置 個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を特に聴く必要がある場合に機関を設置できる。 	<p><第 46 条></p> <ul style="list-style-type: none"> 開示等決定に対する審査請求についての諮問する機関として設置 個人情報の目的外利用・外部提供、オンライン結合の例外規定の場合に諮問 個人情報の重要事項について調査審議、意見具申する。 	<p>【検討項目 8】</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査請求の諮問機関としては必置 個人情報の専門的知見は必要な場合に設置できる 設置について検討
(15) 罰則	<p>①職員、受託業務従事者、派遣労働者（元職員等を含む）が正当な理由なく個人の秘密の属する個人情報ファイルを提供したとき 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金<176 条></p> <p>②職員、受託業務従事者、派遣労働者（元職員等を含む）が知り得た情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用したとき 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金<180 条></p> <p>③職員が職権乱用により職務以外の目的で個人情報記録された文書、図画、電磁的</p>	<p>①市、受託業者、指定管理者の職員（元職員含む）が正当な理由なく、個人の秘密に係る個人情報の集合物（電子計算機を用いて検索できるもの）を提供したとき 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金<48 条></p> <p>②市、受託業者、指定管理者の職員（元職員含む）が知り得た情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用したとき 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金<49 条></p> <p>③職員が職権乱用により職務以外の目的で個人情報記録された文書、図画、電磁的</p>	<p>【検討項目 9】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護法と市条例の罰則内容は、ほぼ同様の規定となる。 審査会委員に係る罰則については、国は情報公開・個人情報保護審査会設置法で規定 独自に定める必要性について検討

項目	個人情報保護法（新法）要旨	和泉市個人情報保護条例（現行）要旨	比較点等
	<p>記録を収集したとき 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金<181条></p> <p>④法人の代表者、代理人、従業員が業務に関する個人情報データベース等を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、行為者を罰するほか、法人にも罰金刑を科す 1億円以下の罰金<184条></p> <p>⑤①～③は日本国外において罪を犯した者にも適用する<183条></p> <p>⑥偽りその他不正な手段により開示を受けた者 10万円以下の過料<185条></p> <p><情報公開・個人情報保護審査会設置法第18条></p> <p>⑧審査会委員が守秘義務に違反して秘密を洩らしたとき 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p>	<p>記録を収集したとき 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金<50条></p> <p>④法人の代表者、代理人、従業員が業務に関して①、②の違反したときは、行為者を罰するほか、法人等に対して罰金刑を科す。 <49条の2></p> <p>⑤①～④は和泉市外において罪を犯した者にも適用する<51条></p> <p>⑥偽りその他不正な手段により開示を受けた者 5万円以下の過料<54条></p> <p>⑦不正な複製等の禁止に違反し、是正措置命令に違反したとき 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 不正な複製等の禁止に違反し、市長の報告・立入検査に違反して報告を拒み、又は妨げたとき 30万円以下の罰金<52条></p> <p>⑧審査会委員が守秘義務に違反して秘密を洩らしたとき 3万円以下の罰金<53条></p>	